

「新学習指導要領対応小学校外国語活動教材 Let's Try!」の配布方法について

1. 配布物について

以下のものを、令和3年度使用分として令和3年2月～3月上旬に配布します。

①児童用冊子（通常版）※		
配布物一覧		配付対象
・3年生用		児童1人につき原則として1冊配布します。 各学校に数冊の予備分を配布します。（配布冊数は文部科学省で調整）
・4年生用		
②教師用指導書		
・3年生用		各学校に数冊を配布予定です。（配布冊数は文部科学省で調整）
・4年生用		

視覚に障害がある児童（その他教育上の必要が認められる場合）に配付

③拡大版		
配布物一覧		配付対象
・3年生用	・拡大版(18pt)/(22pt)/(26pt)	※1人の児童が通常版と拡大版の両方を受け取ることはできません。 ※拡大版については、18pt、22pt、26ptのいずれかを選択ください。
・4年生用	・拡大版(18pt)/(22pt)/(26pt)	
④点字版		
配布物一覧		配付対象
・3年生用		※1人の児童が通常版と点字版の両方を受け取ることはできません。
・4年生用		

⑤その他

○都道府県及び市町村教育委員会、都道府県私立学校主管課（域内に私立小学校を有しない県を除く）に配布予定。配布冊数は文部科学省で調整します。

○転入・転出による過不足の調整は、原則として関係学校間で調整することとし、状況に応じて学校や教育委員会等に配布する予備分に対応してください。

2. 対象校

小学校、義務教育学校のうち前期課程を有する学校、特別支援学校のうち小学部・中学部を有する学校

3. 配送先

提出された調査票に基づき、報告された住所に直接配送します。なお、新設校など2月に受け取ることができない場合は、所管する教育委員会等、受け取ることができる場所の住所を記入してください。

4. 調査票の提出について

○提出締切り 令和2年9月4日（金）

○提出先 shinkyo@mext.go.jp（外国語教育推進室宛て）

○提出物 【様式1】【〇〇】小学校外国語活動教材必要部数調査

※【〇〇】には番号、都道府県名等をいれてください。

例：【様式1】【01 北海道】小学校外国語活動教材必要部数調査

○メール件名

- ・ 各都道府県及び政令指定都市教育委員会の場合

件名：

【公立・〇〇県（政令指定都市の場合は〇〇市）】「小学校外国語教育用教材の必要部数調査」

- ・ 各都道府県私立学校主管課の場合

件名：【私立・〇〇県】「小学校外国語教育用教材の必要部数調査」

- ・ 国立大学法人の場合

件名：【国立・〇〇大学】「小学校外国語教育用教材の必要部数調査」

- ・ 構造改革特別域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課の場合

件名：【株立・〇〇〇（法人名）】「小学校外国語教育用教材の必要部数調査」

5. 調査～配布のスケジュール

・ 9月4日（金） 文部科学省への調査票の提出締切り

・ 10月中 文部科学省にて調査票のチェック

・ 2月中 配送

※到着後、各学校で冊数を確認し過不足を報告いただく予定

6. 域内に私立小学校を有しない県について

様式を御提出いただく必要はありませんが、メールにて「私立小学校なし」の旨、御報告ください。